



「朔北カレー」事件

(知財高判令和5年3月9日 令和4年(行ケ)第10122号¹⁾)

概要

(1) 審決取消訴訟において、出願商標「朔北カレー」と引用商標「サクホク」との類否が争点となった事例。

(2) 本願商標より「朔北」部分を抽出して分離観察することを是としつつ、特に観念を積極的に認定し、引用商標とは非類似と結論づけた(特許庁審決を取消)。

(3) 称呼が同一である漢字(表意文字)からなる商標と片仮名(表音文字)からなる商標について、類否を判断する際の参考事例。

本願商標(商願2020-20177²⁾)

朔北カレー

商標:

区分・指定商品/役務: 第29類「レトルトパウチされた調理済みカレー」等

引用商標(登録第5787174号³⁾)

商標: サクホク(標準文字)

区分・指定商品/役務: 第29類「カレー・シチュー又はスープのもと、レトルトパウチされたカレー・シチュー・みそ汁・スープ」等及び第30類に属する指定商品

裁判所の判断

まず、裁判所(知財高裁)は、「朔北」と「カレー」を結合してなる本願商標について、各構成部分を分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているとは認められないとして、「朔北」の部分を要部として分離抽出し、類否判断を行うことを是とした(この点は、特許庁審判部の判断も同じ)。

さらに、両商標の類否につき、指定商品分野の一般需要者及び取引者が専ら商標の称呼のみによって商品を識別し、商品の出所を判別するような実情があるとは認められず、称呼の識別性が外観・観念の識別性を上回るとはいえないと認定した。

本願商標の要部「朔北」と引用商標「サクホク」の称呼・外観・観念の各要素について裁判所と審判部が認定した類否は以下の通り。

	称呼	外観	観念
裁判所	同一	明らかに異なる	本願要部からは「北の方角」「北方の地」の観念が生じる。引用商標は造語で特定の観念を生じず、明らかに異なる
審判部	同一	文字種・文字数が相違する	両商標とも造語であり、比較できない

¹ https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=5929

²

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/TR/JP-2020-020177/166CA680DBA7389BEA7D17B1E646CB2F5DB1722417AB086D3E436CC0E74AFB5D/40/ja>

³

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/TR/JP-2015-039856/3F7CA125905827908203D226BA6DC6D4152459EC6BA6EC7C3241C323A8260C0F/40/ja>

結論として、裁判所は、称呼・外観・観念の要素を総合考慮すれば、本願商標と引用商標は、出所混同を生じるおそれのない、互いに非類似の商標であると判断した。

まとめ

本判決は、結合商標の分離観察の是非、類否判断に際し考慮されるべき取引実情等、多くの論点を含むが、本稿では、外観・称呼・観念に基づく類否判断の手法に焦点を当てる。

かつては、3要素のうち称呼の共通性に極めて大きな比重が置かれる傾向にあった。電話取引等、聴覚に頼った商取引が一般的であったためといわれる。一方、近年では、インターネットの普及により商標を視覚で捉える機会も増えてきたこともあり、外観・観念についても丁寧に認定し、一定の重みづけを与える傾向に変わってきている。

特に、本判決では、「朔北」の漢字について、我が国の一般国語辞典を数多く引用し、さらに、需要者による漢字の実際の使用状況にも照らしながら、丹念に観念の認定作業を行っている。

この点、かつては商標全体より1つの既存の意味が生じなければ、造語として特定の観念は生じないとする手法が一般的であった。近年は、特に表意文字である漢字を含む商標の場合、全体で一般に知られた既存語でなくとも、各々の漢字が持つ意味を合わせた全体から想起される印象やイメージを観念に近い概念として認定する事例も増えてきている。

「朔北」が多くの国語辞典に掲載された既存語であった本件と厳密には異なるが、観念を丹念に認定したといえる審決例、即ち、全体で造語でありながら、各漢字の持つ意味に即して構成文字全体から生じる印象やイメージを積極的に認定した事例を以下に挙げる。

◆参考事例1：不服2021-5915（第3類）（結論：商標非類似）

本願商標：基肌

引用商標：



要旨：本願商標から生じる観念について、「もととなるもの」を意味する「基」と「肌」の文字から構成されるといった「漠然とした観念上の印象を与える」とし、造語として特定の観念を生じない引用商標とは観念上相紛れるおそれはないと判断。

◆参考事例2：不服2021-9814（第35類、第29類）（結論：商標非類似）

本願商標：AWA-YA

引用商標：安房家

要旨：引用商標から生じる観念について、「安房」は旧国名等の地名、「家」は接尾語として使用する場合には「家号」を意味するとした上で、「安房家」の構成文字全体から特定の意味を認識させないまでも、屋号又は店名の一つとして認識されるとし、造語として特定の観念を生じない本願商標とは需要者に与える観念上の印象が大きく異なると判断。

本判決は、特に表意文字である漢字を含んだ商標が同一の称呼を生じる先行商標に基づき引例拒絶を受けた場合に、商標より生じる観念を意見書等にてどのように認定し、商標非類似の反論を組み立てられるかの可能性につき、示唆を与える参考事例といえよう。

キーワード 商標、商標の類否、称呼同一、観念、結合商標、分離観察、取引実情、漢字
[担当] 深見特許事務所 齋藤 恵

[注記]

本レポートに含まれる情報は一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。IP案件に関しては弁理士にご相談下さい。